

女性の職場における活躍を推進する

「女性活躍推進法」が成立しました！

301人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様は、平成28年4月1日までに、①自社の女性活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。

（※）労働者には、パート等であっても1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を含みます。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況（①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率）を把握し、課題分析を行ってください。

★ 自社の女性の活躍状況の把握や課題分析のための「支援ツール」を、平成27年12月中に厚生労働省のホームページにて公表予定です。

<ステップ2>

上記①～④の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた⑤行動計画の策定、⑥宮城労働局への届出、⑦労働者への周知、⑧外部への公表を行ってください。

★ ⑤行動計画には、(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期を盛り込む必要があります。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

★ 公表は、①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率等の中から一つ以上を選んでください。

「女性活躍加速化助成金」(※) をご活用ください！

(※) 自社の女性労働者の活躍状況の把握・課題分析を行い、課題解決に向けた数値目標と取組目標を設定した上で取組を行い、取組目標及び数値目標を達成した場合に支給。

● 加速化Aコース

「取組目標」を達成した中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）に対して30万円を支給（1事業主1回限り）

● 加速化Nコース

「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主（企業規模問わず）に対して30万円を支給（1事業主1回限り）

★ 詳細は厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html) をご覧ください。

「女性活躍推進法」及び「女性活躍加速化助成金」に関する説明会のご案内

会場：仙台国際センター 大ホール（仙台市青葉区青葉山無番地）

開催日時：平成28年1月19日（火）13：30～

内容：法律（省令・指針含む）、行動計画の策定・届出方法、女性活躍加速化助成金の説明 等

★ 参加申し込み方法は、宮城労働局ホームページ (<http://miyagi-roudoukyoku.jsaite.mhlw.go.jp>) でご案内いたします。

この記事に関するお問い合わせ先は宮城労働局雇用均等室（電話 022-299-8844）までお願いします。